

## 緊急事態宣言に伴う対応について

2020年4月7日、日本政府より、改正特別措置法（新型コロナ特措法）に基づき、緊急事態宣言が発令されました。

本宣言の趣旨に基づき、当面の間、職員の事務所での勤務を制限するとともに、事務所機能を一時的に縮小致します。

具体的には、必要最小限の職員を除き、その他の職員は在宅勤務とします。また、原則、不急な外部面談をすべて中止とします。

なお、所有するビルのテナント営業状況につきましては、各店舗が判断することとなりますので直接店舗にご確認下さい。

みなさまにはご迷惑をおかけいたしますが何卒、ご理解下さいますようお願い申し上げます。

以上

2020年4月7日

一般財団法人武蔵野市開発公社